

## 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「協会」という。）常勤役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 常勤役員とは、理事のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。

### (報酬の種類)

第3条 常勤役員の報酬は、本俸、調整手当及び期末特別手当とする。

### (報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は年額千二百五十万円を限度とし、会長が協会の財政状況、当該役員の業績等を勘案して定める。

### (運用)

第5条 役員報酬の支給方法、その他この規程の実施に関し必要な事項については会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人日本畜産副産物協会の設立登記の日から施行する。